

## 目次

## 条例

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例	文書法制課（第1号）	7
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第2号）	8
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第3号）	9
秋田市文化会館条例を廃止する条例	文化会館（第4号）	10
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課（第5号）	11
秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第6号）	14
秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第7号）	15
秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第8号）	16
秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども育成課（第9号）	17
秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例	都市計画課（第10号）	18
秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例	消防本部警防課（第11号）	19
秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	上下水道局下水道整備課（第12号）	21
秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	上下水道局下水道整備課（第13号）	22
秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第14号）	23
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第15号）	25
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課（第16号）	26

## 規則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 (第6号)	27
秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課 (第7号)	28
秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	人事課 (第8号)	29
秋田市文化会館条例施行規則を廃止する等の規則	文化会館 (第9号)	30
秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則	子ども総務課 (第10号)	31
市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則	人事課 (第11号)	32
秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課 (第12号)	33
秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	財産管理活用課 (第13号)	35
秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	環境保全課 (第14号)	36

## 上下水道局管理規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課 (第1号)	38
秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程	上下水道局給排水課 (第2号)	40

## 訓令

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課 (第1号)	41
秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令	人事課 (第2号)	42

## 上下水道局訓令

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令	上下水道局総務課 (第1号)	44
--------------------------------	----------------	----

## 消防本部訓令

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令	消防本部総務課 (第1号)	47
------------------------	---------------	----

## 告示

指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課 (第44号)	48
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課 (第45号)	49
令和3年度第6期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課 (第46号)	50

身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課 (第47号)	51
秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について	千秋美術館 (第48号)	52
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の更新について	障がい福祉課 (第49号)	53
御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務の委託について	南部市民サービスセンター (第50号)	54
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課 (第51号)	55
令和4年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課 (第52号)	56
犬の登録手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課 (第53号)	143
狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課 (第54号)	144
秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課 (第55号)	145
秋田県知事から令和4年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について	地籍調査室 (第56号)	146
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課 (第57号)	147
一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について	公園課 (第58号)	148
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課 (第59号)	149
令和3年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について	国保年金課 (第60号)	150
秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務の委託について	産業企画課 (第61号)	151
秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について	千秋美術館 (第62号)	152
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課 (第63号)	153
放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について	交通政策課 (第64号)	154
秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について	交通政策課 (第65号)	155
秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について	交通政策課 (第66号)	156
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第67号)	157
令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)の公示送達について	市民税課 (第68号)	158
秋田市民交流プラザ使用料の徴収事務の委託について	秋田市民交流プラザ管理室 (第69号)	159
秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	中央市民サービスセンター (第70号)	160

秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	中央市民サービスセンター (第71号)	161
八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について	スポーツ振興課 (第72号)	162
北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について	スポーツ振興課 (第73号)	163
秋田市御所野交流センターの指定管理者の指定について	福祉総務課 (第74号)	164
秋田市将軍野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	北部市民サービスセンター (第75号)	165
令和4年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課 (第76号)	166
秋田市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	東部市民サービスセンター (第77号)	235
中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について	中央卸売市場 (第78号)	236
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止および廃止について	保護第一課 (第79号)	237
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課 (第80号)	238
市道路線の認定について	建設総務課 (第81号)	239
道路の区域決定および供用開始について	建設総務課 (第82号)	241
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第83号)	243
秋田市一般廃棄物処理実施計画について	環境都市推進課 (第84号)	244
指定納付受託者の指定について	情報統計課 (第85号)	245
指定納付受託者の指定について	納税課 (第86号)	246
証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務の委託について	市民課 (第87号)	248
秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者の指定について	雄和市民サービスセンター (第88号)	249
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課 (第89号)	250
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課 (第90号)	251
包括外部監査契約の締結について	総務課 (第91号)	252
秋田市雄和ふるさと温泉供給施設供給料金徴収事務の委託について	観光振興課 (第92号)	253
特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認について	施設指導室 (第93号)	254
特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認の辞退について	施設指導室 (第94号)	255
特定子ども・子育て支援施設等の確認について	施設指導室 (第95号)	256

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	施設指導室（第96号）	257
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第97号）	258
秋田市ふるさと応援寄附金の収納事務の委託について	人口減少・移住定住対策課（第98号）	259
秋田市ふるさと応援寄附金の指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第99号）	260
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	資産税課（第100号）	262
道路の区域変更について	建設総務課（第101号）	263
道路の供用開始について	建設総務課（第102号）	264
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第103号）	265

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第4号）	266
秋田市指定文化財の指定について	文化振興課（第5号）	267

## 選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第1号）	268
---	-----------------	-----

## 農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第3号）	269
----------------	---------------	-----

## 上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第4号）	270
指定排水設備工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第5号）	271
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更について	上下水道局下水道整備課（第6号）	272
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第7号）	273

## 公告

経営管理権集積計画の縦覧について	農地森林整備課	274
要件付一般競争入札の実施について	産業企画課	275

賃貸借に係る公募型指名競争入札について	太平山自然学習センター	279
経営管理権集積計画の縦覧について	農地森林整備課	283
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	284
地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標の一部変更について	福祉総務課	285
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について	商工貿易振興課	286
秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	288
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	289
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	290

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第1号

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第2号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和3年12月」を「令和4年12月」に改める。

附則第6項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第 3 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 3 年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 3 年 12 月」を「令和 4 年 12 月」に改める。

附則第 5 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市文化会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第 4 号

##### 秋田市文化会館条例を廃止する条例

秋田市文化会館条例（昭和55年秋田市条例第 2 号）は、廃止する。

##### 附 則

###### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

###### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る廃止前の秋田市文化会館条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

（秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部改正）

- 3 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和 22 年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 文化会館運営委員会委員の項を削る。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第5号

### 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しおよび第5条の見出し中「係る」を「係る基礎課税額の」に改める。

第6条の見出し中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条第1号中「第18条において同じ。）および」を「第18条第1項において同じ。）および」に、「第18条において同じ。）以外」を「同項において同じ。）以外」に改める。

第6条の2中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第10条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第18条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同号アおよびイ中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号アおよびイ中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号アおよびイ中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険

者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,440円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,740円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 9,180円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万1,480円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 990円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,660円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,650円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,310円

第18条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号中「総所得金額」を「前条第1項第1号中「総所得金額および」に、「)」とする」を「)および」とする」に改める。

附則第3項中「第18条」を「第18条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項および第7項から第14項までの規定中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険

税については、なお従前の例による。

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第 6 号

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第7号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第6条第2項第3号および第78条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第8号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。））」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。



秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第9号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じ」を、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加える。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第10号

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第1号中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に改める。

第15条の4第1項中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地」を「第29条の9各号に掲げる区域」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条もしくは第35条の2又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の秋田市宅地開発に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第11号

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「報酬は」を「年額報酬は、」に、「対しては、」を「対しては」に、「退職」を「退職し、」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 消防団員が、災害、警戒、訓練等に係る職務に従事した場合は、出勤報酬を支給する。

第2条第1項中「報酬は年額とし、10月と」を「年額報酬は、10月および」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

報酬は、年額報酬および出勤報酬とする。

第3条を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 年額報酬の額は別表第1に定めるとおりとし、出勤報酬の額は別表第2に定めるとおりとする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区 分		年額報酬額	
団 長		112,300円	
副 団 長		81,900円	
分 団 長		50,500円	
副分団長		43,000円	
部 長		35,000円	
班 長		32,500円	
団 員	基本団員	30,000円	
	機能別 団員	災害の防御および救助活動 に従事する者	10,000円
		その他の者	5,000円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

区 分		出動報酬額（日額）
災害の防御および救助活動 に従事した場合	4時間以上の場合	8,000円
	4時間未満の場合	4,000円
警戒に従事した場合		4,000円
訓練に従事した場合		4,000円
広報および普及啓発に従事した場合		3,000円
その他の職務に従事した場合		2,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）  
の一部を次のように改正する。

別表第2中「7,929.4ヘクタール」を「8,119.9ヘクタール」に、  
「291,010人」を「283,840人」に、「162,610.0立方メートル」を  
「159,148.0立方メートル」に改める。

別表第3中「554.0ヘクタール」を「496.1ヘクタール」に、「15,468  
人」を「14,258人」に、「3,383.4立方メートル」を「3,056.7立方メー  
トル」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第13号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市外旭川笹岡農業集落排水施設の項および秋田市雄和戸賀沢農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市外旭川笹岡農業集落排水施設および秋田市雄和戸賀沢農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市外旭川笹岡農業集落排水施設および秋田市雄和戸賀沢農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第14号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号アの(ア)を削り、同号アの(イ)中「特定職」を「任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号アの(イ)を同号アの(ア)とし、同号アの(ウ)を同号アの(イ)とする。

第23条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号アおよびイを削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第27条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第28条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにする

ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第18条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第6号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項生活総務課の項中第3号および第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第21号までを2号ずつ繰り上げる。

第14条産業企画課の項中第20号を第21号とし、第8号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 園芸振興センターの使用許可に関すること。

第17条建築指導課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

第25条第1項第108号を次のように改める。

(108) 過疎地域持続的発展特定市町村計画に関すること。

第38条第5号を次のように改める。

(5) 園芸振興センターの運営および施設の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第7号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第4号中「第10号」の次に「ならびに次項の表第5号および第6号」を加え、同条第2項の表第5号および第6号中「（1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1の年度における勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）」を削る。

第15条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に」を「任命権者を同じくする職に」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第16条第1項中「、かつ」を「あるものであって」に改め、「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削り、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第8号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第2条第3号アの(ウ)」を「第2条第3号アの(イ)」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（部分休業に係る勤務日の日数および勤務時間を考慮して定める非常勤職員）

第12条 条例第23条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの（1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）とする。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市文化会館条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 9 号

秋田市文化会館条例施行規則を廃止する等の規則

(秋田市文化会館条例施行規則の廃止)

第 1 条 秋田市文化会館条例施行規則（昭和55年秋田市規則第 1 号）は、  
廃止する。

(秋田市財務規則の一部改正)

第 2 条 秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第 37 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 76 条の 2 中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号と  
する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第10号

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正)

第1条 秋田市助産施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の4を削り、同表の備考の5を同表の備考の4とする。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正)

第2条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の5を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務代理者を定める規則（平成 3 年秋田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「石井副市長、鎌田副市長」を「鎌田副市長、柿崎副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第12号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の12中「国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）別表に掲げる障害に属する」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める」に改める。

第4条の14第1項第1号を次のように改める。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる  
交通機関 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第11条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 別に定める額

第4条の14第1項第2号中「回数乗車券」を「回数乗車券等」に改める。

第4条の16の前の見出しを削る。

第4条の21第2項第1号を次のように改める。

(1) 1箇月当たりの運賃相当額等（第4条の17第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃相当額および条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に1箇月当た

りの運賃相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払戻しを、別に定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合  
別に定める額

第4条の21第2項第2号ア中「イ」の次に「およびウ」を加え、同号イ中「支給されている場合」の次に「(ウに掲げる場合を除く。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前号イに掲げる場合 別に定める額

第4条の22第1項第1号を次のように改める。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間  
ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 別に定める期間

第4条の22第1項第2号中「回数乗車券」を「回数乗車券等」に改める。

第20条第1項中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体等」に、「臨時的任用職員」を「別に定める職員」に改め、同条第2項中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体等」に、「前条第1項及び」を「、同項および」に、「かかわらず」を「かかわらず、」に改め、同条第3項中「及び」を「および」に改める。

第21条第4号中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第13号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表仁井田児童館の項の次に次のように加える。

広面児童館	1,000円
-------	--------

別表上新城小学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第14号

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成8年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する証明書の様式は、同項の規定にかかわらず、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式の例によることができる。

(秋田市公害防止条例施行規則の一部改正)

第2条 秋田市公害防止条例施行規則（平成9年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する証明書の様式は、同項の規定にかかわらず、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式の例によることができる。

(秋田市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 秋田市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する証明書は、同項の規定にかかわらず、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式の例によることができる。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

## 秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「次項」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの（1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）以外の非常勤職員

第14条第2項を削る。

第16条第2項第1号中「こと」を「こと。」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。

第16条第2項に次の1号を加える。

- (3) 部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第20条 管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該

職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

## 秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活支援給付を受けている世帯に属していないこと。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



秋田市訓令第1号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条産業企画課長専決事項の項に次の1号を加える。

(12) 園芸振興センターの使用許可に関する事。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 鎌田副市長 総務部、企画財政部、観光文化スポーツ部、福祉保健部（保健所に限る。）、産業振興部、デジタル化推進本部および会計課に関する事務
- (2) 柿崎副市長 市民生活部、福祉保健部（保健所を除く。）、子ども未来部、環境部、建設部、都市整備部および上下水道局ならびに消防に関する事務ならびに市長以外の執行機関の職員に補助執行させている事務

第3条中「石井副市長および鎌田副市長」を「鎌田副市長および柿崎副市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部改正）

- 2 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第

2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「鎌田副市長」を「柿崎副市長」に改める。

(秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市能力開発委員会規程の一部改正)

3 次に掲げる訓令の規定中「石井副市長」を「鎌田副市長」に改める。

(1) 秋田市不動産評価審査委員会規程(昭和48年秋田市訓令第13号)第3条第2項

(2) 秋田市能力開発委員会規程(平成3年秋田市訓令第6号)第3条第2項

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局  
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令  
秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

13	作業主任手当	法に定める作業主任等に選任された職員	月額 1,500円
備考	<p>1 この表において、「夜間」とは午後10時から翌日の午前5時までの間をいい、「夜間作業」とはその間の作業をいう。</p> <p>2 この表において「冬季」とは、12月1日から翌年の2月末日までの期間をいう。</p> <p>3 月額支給の手当については、その月に勤務しない日数が勤務を要する日数の半分を超えるときは、その半額を減額し、全く勤務しないときは支給しない。</p>		

を

13	作業主任手当	法に定める作業主任等に選任された職員	月額 1,500円
14	災害時緊急	1 災害、事故等の復旧支援	日額 500円

	派遣手当	のため本市の区域以外の区域（危険区域を除く。）に派遣されたとき	
		2 災害、事故等の復旧支援のため危険区域に派遣されたとき	日額 1,000円
15	防疫等業務手当	庁舎等で感染症が発生した際に行う消毒作業に従事したとき	日額 290円
備考	<p>1 この表において、「夜間」とは午後10時から翌日の午前5時までの間をいい、「夜間作業」とはその間の作業をいう。</p> <p>2 この表において「冬季」とは、12月1日から翌年の2月末日までの期間をいう。</p> <p>3 この表において「危険区域」とは、法令に基づき避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域をいう。</p> <p>4 月額支給の手当については、その月に勤務しない日数が勤務を要する日数の半分以上を越えるときは、その半額を減額し、全く勤務しないときは支給しない。</p> <p>5 災害時緊急派遣手当については、危険区域に該当することとなった時より前に当該区域に派遣され、既に1の日額500円で算定した手当（以下「既払手当」という。）が支給された職員で、2の日額1,000円で算定した手当（以下「未払手当」という。）を支給することが相当であると認められるものに対しては、未払手当の額から既払手当の額を控除した額を追加で支給する。</p>		

に

改める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の秋田市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

秋田市消防本部訓令第 1 号

消 防 本 部  
消 防 署  
消 防 職 員 一 般

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 24 日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防本部等処務規程（昭和39年消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 総務課の項第10号中「および消防団員」を削り、同項に次の 4 号を加える。

- (18) 消防デジタル化の推進に関する事。
- (19) 情報発信体制に関する事。
- (20) 消防用財産の管理に関する事。
- (21) 公有財産管理台帳等の整備に関する事。

別表第 2 第 1 警防課の項中第16号および第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (18) 消防団員の公務災害補償に関する事。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項、第79条第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11、第85条および第115条の20の規定により告示する。

令和4年3月1日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
メディカル・ケア・サービス東北株式会社	愛の家グループホーム 秋田桜	秋田市桜一丁目 13番36号	令和4年3月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社グッドラックエンタープライズ	居宅・訪問介護ステーションホットらっく	秋田市土崎港南三丁目9番30号	令和4年3月1日	居宅介護支援



秋田市告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年3月1日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人新成 会	短期入所生 活介護施設 新成園	秋田市浜田字元 中村280番地9	令和4年2月28日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
有限会社 湯の里	仁井田なご み居宅介護 支援センタ ー	秋田市仁井田字 西潟敷17番地4	令和4年2月28日	居宅介護支 援

秋田市告示第46号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和3年度第6期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第47号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和4年3月4日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
石 田 雅 宣	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能 障害
小 泉 淳	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能 障害
阿 部 徹	社会福祉法人 遊心苑	内科	肢体不自由（追加） 肝臓機能障害

秋田市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月4日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田市山王臨海町1番1号

株式会社秋田魁新報社

代表取締役社長 佐 川 博 之

秋田市告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年3月7日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
148	すずらん薬局新屋駅前店	秋田市新屋扇町13番2号	令和4年 4月1日

秋田市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月8日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人秋田市総合振興公社

理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和4年3月8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社和 敬園	森のテラス	秋田市四ツ小 屋末戸松本字 地蔵田266番地	令和4年2月28日	通所介護

秋田市告示第52号

令和4年3月7日の「令和4年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年3月9日

秋田市長 穂 積 志





(別紙)

議案第20号「令和3年度秋田市一般会計補正予算(第17号)の件」の訂正

件名中「第17号」を「第18号」に改める。

文章中「第17号」を「第18号」に改める。

第1条第1項中「160,957,912千円」を「161,657,912千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入中

12 地方交付税	20,740,000	1,639,615	22,379,615	を
1 地方交付税	20,740,000	1,639,615	22,379,615	
歳入合計	157,880,158	3,077,754	160,957,912	

12 地方交付税	21,440,000	1,639,615	23,079,615	に
1 地方交付税	21,440,000	1,639,615	23,079,615	
歳入合計	158,580,158	3,077,754	161,657,912	

改める。

第1表 歳入歳出予算補正の歳出中

8 土木費	18,811,170	545,377	19,356,547	を
1 土木管理費	325,882	△20,794	305,088	
2 道路橋りょう費	7,511,734	△16,798	7,494,936	
3 河川費	597,323	△2,759	594,564	
4 港湾費	269,549	△49,537	220,012	
5 都市計画費	5,026,405	690,005	5,716,410	
6 下水道費	4,172,923	△53,560	4,119,363	
7 住宅費	907,354	△1,180	906,174	
歳出合計	157,880,158	3,077,754	160,957,912	

8 土木費	19,511,170	545,377	20,056,547
-------	------------	---------	------------

1 土木管理費	325,882	△20,794	305,088
2 道路橋りょう費	8,211,734	△16,798	8,194,936
3 河川費	597,323	△2,759	594,564
4 港湾費	269,549	△49,537	220,012
5 都市計画費	5,026,405	690,005	5,716,410
6 下水道費	4,172,923	△53,560	4,119,363
7 住宅費	907,354	△1,180	906,174
歳 出 合 計	158,580,158	3,077,754	161,657,912

に

改める。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の1 総括 歳入中

12 地方交付税	20,740,000	1,639,615	22,379,615
歳 入 合 計	157,880,158	3,077,754	160,957,912

を

12 地方交付税	21,440,000	1,639,615	23,079,615
歳 入 合 計	158,580,158	3,077,754	161,657,912

に

改める。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の1 総括 歳出中

8 土木費	18,811,170	545,377	19,356,547
歳 出 合 計	157,880,158	3,077,754	160,957,912

を

8 土木費	19,511,170	545,377	20,056,547
歳 出 合 計	158,580,158	3,077,754	161,657,912

に

改める。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の2 歳入 12款 地方交付税  
1項 地方交付税中

1 地方交付税	20,740,000	1,639,615	22,379,615
計	20,740,000	1,639,615	22,379,615

を

」

1 地方交付税	21,440,000	1,639,615	23,079,615
計	21,440,000	1,639,615	23,079,615

に

」

改める。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の3 歳出 8 款 土木費 2  
項 道路橋りょう費中

計	7,511,734	△16,798	7,494,936
---	-----------	---------	-----------

を

」

計	8,211,734	△16,798	8,194,936
---	-----------	---------	-----------

に

」

改める。



18  
令和3年度秋田市一般会計補正予算（第17号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,077,754千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ<sup>161,657,912</sup>~~160,957,912~~千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	40,301,980	2,210,853	42,512,833
	1 市民税	17,540,784	1,702,782	19,243,566
	2 固定資産税	18,475,814	316,244	18,792,058
	3 軽自動車税	830,283	14,079	844,362
	4 市たばこ税	1,971,863	108,873	2,080,736
	6 入湯税	17,051	14,390	31,441
	7 事業所税	1,459,866	54,485	1,514,351
2	地方譲与税	992,938	57,788	1,050,726
	1 地方揮発油譲与税	208,430	16,041	224,471
	2 自動車重量譲与税	640,633	34,516	675,149
	4 森林環境譲与税	98,109	△262	97,847
	6 航空機燃料譲与税	22,183	7,493	29,676
3	利子割交付金	15,956	10,329	26,285
	1 利子割交付金	15,956	10,329	26,285
4	配当割交付金	76,643	9,583	86,226
	1 配当割交付金	76,643	9,583	86,226
6	法人事業税交付金	550,724	155,263	705,987
	1 法人事業税交付金	550,724	155,263	705,987
7	地方消費税交付金	7,380,228	531,061	7,911,289
	1 地方消費税交付金	7,380,228	531,061	7,911,289
8	ゴルフ場利用税交付金	46,837	5,633	52,470
	1 ゴルフ場利用税交付金	46,837	5,633	52,470
11	地方特例交付金	511,500	218,688	730,188
	1 地方特例交付金	311,500	13,669	325,169
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	200,000	205,019	405,019
12	地方交付税	21,440,000 <del>20,740,000</del>	1,639,615	23,079,615 <del>22,379,615</del>

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	千円 21,440,000 <del>20,740,000</del>	千円 1,639,615	千円 23,079,615 <del>22,379,615</del>
14	分担金及び負担金	485,987	13,634	499,621
	2 負担金	484,237	13,634	497,871
15	使用料及び手数料	2,377,704	△45,347	2,332,357
	1 使用料	1,181,549	△41,531	1,140,018
	2 手数料	1,196,155	△3,816	1,192,339
16	国庫支出金	37,687,264	330,978	38,018,242
	1 国庫負担金	20,423,650	208,125	20,631,775
	2 国庫補助金	17,200,978	126,223	17,327,201
	3 委託金	62,636	△3,370	59,266
17	県支出金	11,753,885	△766,077	10,987,808
	1 県負担金	6,384,434	59,443	6,443,877
	2 県補助金	4,642,617	△822,528	3,820,089
	3 委託金	726,834	△2,992	723,842
18	財産収入	281,074	186,683	467,757
	1 財産運用収入	146,957	5,799	152,756
	2 財産売却収入	134,117	180,884	315,001
19	寄附金	802,853	2,372	805,225
	1 寄附金	802,853	2,372	805,225
20	繰入金	6,295,966	△84,460	6,211,506
	1 特別会計繰入金	222,828	12,451	235,279
	2 基金繰入金	6,073,138	△96,911	5,976,227
22	諸収入	8,311,232	36,758	8,347,990
	1 延滞金、加算金及び過料	43,003	7,000	50,003
	3 貸付金元利収入	7,130,886	△1,294	7,129,592
	5 雑入	1,108,784	31,052	1,139,836



款	項	補正前の額	補正額	計
23 市債		千円 17,665,000	千円 △1,435,600	千円 16,229,400
	1 市債	17,665,000	△1,435,600	16,229,400
歳 入 合 計		158,580,158 <del>157,880,158</del>	3,077,754	161,657,912 <del>160,957,912</del>

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 農業集落排水費	525,411	△66,820	458,591
	3 林業費	349,367	76,864	426,231
7 商工費		10,257,150	△191,966	10,065,184
	1 商工費	10,257,150	△191,966	10,065,184
8 土木費		<del>19,511,170</del> 18,811,170	545,377	<del>20,056,547</del> 19,356,547
	1 土木管理費	325,882	△20,794	305,088
	2 道路橋りょう費	<del>8,211,734</del> 7,511,734	△16,798	<del>8,194,936</del> 7,494,936
	3 河川費	597,323	△2,759	594,564
	4 港湾費	269,549	△49,537	220,012
	5 都市計画費	5,026,405	690,005	5,716,410
	6 下水道費	4,172,923	△53,560	4,119,363
	7 住宅費	907,354	△1,180	906,174
9 消防費		3,825,342	5,966	3,831,308
	1 消防費	3,825,342	5,966	3,831,308
10 教育費		12,267,189	△88,076	12,179,113
	1 教育総務費	1,814,474	△1,676	1,812,798
	2 小学校費	2,741,446	△120,623	2,620,823
	3 中学校費	1,490,322	△122,922	1,367,400
	4 高等学校費	1,028,082	△26,013	1,002,069
	5 幼稚園費	497,060	△27,569	469,491
	6 社会教育費	2,573,957	108,910	2,682,867
	7 保健体育費	751,790	△84,633	667,157
	8 専修学校費	175,495	△13,550	161,945
	9 大学費	1,194,563	200,000	1,394,563
12 公債費		13,118,683	△81,002	13,037,681

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 公債費	13,118,683	△81,002	13,037,681
	歳出合計	158,580,158 <del>157,880,158</del>	3,077,754	161,657,912 <del>160,957,912</del>

# 1 総括 歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	40,301,980	2,210,853	42,512,833
2 地方譲与税	992,938	57,788	1,050,726
3 利子割交付金	15,956	10,329	26,285
4 配当割交付金	76,643	9,583	86,226
6 法人事業税交付金	550,724	155,263	705,987
7 地方消費税交付金	7,380,228	531,061	7,911,289
8 ゴルフ場利用税交付金	46,837	5,633	52,470
11 地方特例交付金	511,500	218,688	730,188
12 地方交付税	21,440,000 <del>20,740,000</del>	1,639,615	23,079,615 <del>22,379,615</del>
14 分担金及び負担金	485,987	13,634	499,621
15 使用料及び手数料	2,377,704	△45,347	2,332,357
16 国庫支出金	37,687,264	330,978	38,018,242
17 県支出金	11,753,885	△766,077	10,987,808
18 財産収入	281,074	186,683	467,757
19 寄附金	802,853	2,372	805,225
20 繰入金	6,295,966	△84,460	6,211,506
22 諸収入	8,311,232	36,758	8,347,990
23 市債	17,665,000	△1,435,600	16,229,400
歳入合計	158,580,158 <del>157,880,158</del>	3,077,754	161,657,912 <del>160,957,912</del>

# 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	656,420	△11,768	644,652
2 総務費	18,083,928	3,155,948	21,239,876
3 民生費	62,367,196	297,893	62,665,089
4 衛生費	13,627,461	232,110	13,859,571
5 労働費	889,085	△43,125	845,960
6 農林水産業費	3,487,178	△743,603	2,743,575
7 商工費	10,257,150	△191,966	10,065,184
8 土木費	19,511,170 <del>18,811,170</del>	545,377	20,056,547 <del>19,356,547</del>
9 消防費	3,825,342	5,966	3,831,308
10 教育費	12,267,189	△88,076	12,179,113
12 公債費	13,118,683	△81,002	13,037,681
歳 出 合 計	158,580,158 <del>157,880,158</del>	3,077,754	161,657,912 <del>160,957,912</del>

1 2 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 21,440,000 <del>20,710,000</del>	千円 1,639,615	千円 23,079,615 <del>22,379,615</del>	1 地方交付税	千円 1,639,615
計	21,440,000 <del>20,710,000</del>	1,639,615	23,079,615 <del>22,379,615</del>		

1 4 款 分担金及び負担金

2 項 負担金

1 民生費負担金	463,123	13,634	476,757	2 児童福祉費負担金	13,634
計	484,237	13,634	497,871		

1 5 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

1 総務使用料	115,193	△2,920	112,273	1 総務管理使用料	△2,920
7 土木使用料	760,302	△604	759,698	1 道路橋りょう使用料	576
				5 住宅使用料	△1,180
9 教育使用料	264,472	△38,007	226,465	3 高等学校使用料	△2,275
				4 社会教育使用料	△16,626
				5 保健体育使用料	△19,106
計	1,181,549	△41,531	1,140,018		

8款 土木費

1項 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	325,882	△20,794	305,088	0	0	△690	△20,104

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう総務費	359,147	△16,798	342,349	2		△1,778	△15,022
5 橋りょう新設改良費	202,000	0	202,000	1,100	800	△2,000	100
計	8,211,734 7,511,734	△16,798	8,194,936 7,494,936	1,102	800	△3,778	△14,922





## 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第17号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,077,754千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,957,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		40,301,980	2,210,853	42,512,833
	1 市民税	17,540,784	1,702,782	19,243,566
	2 固定資産税	18,475,814	316,244	18,792,058
	3 軽自動車税	830,283	14,079	844,362
	4 市たばこ税	1,971,863	108,873	2,080,736
	6 入湯税	17,051	14,390	31,441
	7 事業所税	1,459,866	54,485	1,514,351
2 地方譲与税		992,938	57,788	1,050,726
	1 地方揮発油譲与税	208,430	16,041	224,471
	2 自動車重量譲与税	640,633	34,516	675,149
	4 森林環境譲与税	98,109	△262	97,847
	6 航空機燃料譲与税	22,183	7,493	29,676
3 利子割交付金		15,956	10,329	26,285
	1 利子割交付金	15,956	10,329	26,285
4 配当割交付金		76,643	9,583	86,226
	1 配当割交付金	76,643	9,583	86,226
6 法人事業税交付金		550,724	155,263	705,987
	1 法人事業税交付金	550,724	155,263	705,987
7 地方消費税交付金		7,380,228	531,061	7,911,289
	1 地方消費税交付金	7,380,228	531,061	7,911,289
8 ゴルフ場利用税交付金		46,837	5,633	52,470
	1 ゴルフ場利用税交付金	46,837	5,633	52,470
11 地方特例交付金		511,500	218,688	730,188
	1 地方特例交付金	311,500	13,669	325,169
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	200,000	205,019	405,019
12 地方交付税		20,740,000	1,639,615	22,379,615

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 地方交付税	20,740,000	1,639,615	22,379,615
14	分担金及び負担金	485,987	13,634	499,621
	2 負担金	484,237	13,634	497,871
15	使用料及び手数料	2,377,704	△45,347	2,332,357
	1 使用料	1,181,549	△41,531	1,140,018
	2 手数料	1,196,155	△3,816	1,192,339
16	国庫支出金	37,687,264	330,978	38,018,242
	1 国庫負担金	20,423,650	208,125	20,631,775
	2 国庫補助金	17,200,978	126,223	17,327,201
	3 委託金	62,636	△3,370	59,266
17	県支出金	11,753,885	△766,077	10,987,808
	1 県負担金	6,384,434	59,443	6,443,877
	2 県補助金	4,642,617	△822,528	3,820,089
	3 委託金	726,834	△2,992	723,842
18	財産収入	281,074	186,683	467,757
	1 財産運用収入	146,957	5,799	152,756
	2 財産売払収入	134,117	180,884	315,001
19	寄附金	802,853	2,372	805,225
	1 寄附金	802,853	2,372	805,225
20	繰入金	6,295,966	△84,460	6,211,506
	1 特別会計繰入金	222,828	12,451	235,279
	2 基金繰入金	6,073,138	△96,911	5,976,227
22	諸収入	8,311,232	36,758	8,347,990
	1 延滞金、加算金及び過料	43,003	7,000	50,003
	3 貸付金元利収入	7,130,886	△1,294	7,129,592
	5 雑入	1,108,784	31,052	1,139,836

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
23	市債	17,665,000	△1,435,600	16,229,400
	1 市債	17,665,000	△1,435,600	16,229,400
	歳入合計	157,880,158	3,077,754	160,957,912

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 656,420	千円 △11,768	千円 644,652
	1 議会費	656,420	△11,768	644,652
2 総務費		18,083,928	3,155,948	21,239,876
	1 総務管理費	15,934,577	3,326,485	19,261,062
	2 徴税費	1,069,524	△107,592	961,932
	3 戸籍住民基本台帳費	661,101	△7,629	653,472
	4 選挙費	239,782	△17,514	222,268
	5 統計調査費	93,853	△33,903	59,950
	6 監査委員費	85,091	△3,899	81,192
3 民生費		62,367,196	297,893	62,665,089
	1 社会福祉費	29,070,951	444,268	29,515,219
	2 児童福祉費	24,111,803	△314,031	23,797,772
	3 生活保護費	9,143,890	166,672	9,310,562
	4 国民年金費	32,652	984	33,636
4 衛生費		13,627,461	232,110	13,859,571
	1 環境衛生費	558,671	△14,274	544,397
	2 保健所費	5,428,919	8,858	5,437,777
	3 清掃費	5,654,713	△71,975	5,582,738
	4 病院費	1,014,458	313,587	1,328,045
	5 上水道費	98,711	△632	98,079
	6 食肉衛生検査所費	171,756	△7,828	163,928
	7 母子衛生費	700,233	4,374	704,607
5 労働費		889,085	△43,125	845,960
	1 労働諸費	889,085	△43,125	845,960
6 農林水産業費		3,487,178	△743,603	2,743,575
	1 農業費	2,612,400	△753,647	1,858,753

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 農業集落排水費	525,411	△66,820	458,591
	3 林業費	349,367	76,864	426,231
7 商工費		10,257,150	△191,966	10,065,184
	1 商工費	10,257,150	△191,966	10,065,184
8 土木費		18,811,170	545,377	19,356,547
	1 土木管理費	325,882	△20,794	305,088
	2 道路橋りょう費	7,511,734	△16,798	7,494,936
	3 河川費	597,323	△2,759	594,564
	4 港湾費	269,549	△49,537	220,012
	5 都市計画費	5,026,405	690,005	5,716,410
	6 下水道費	4,172,923	△53,560	4,119,363
	7 住宅費	907,354	△1,180	906,174
9 消防費		3,825,342	5,966	3,831,308
	1 消防費	3,825,342	5,966	3,831,308
10 教育費		12,267,189	△88,076	12,179,113
	1 教育総務費	1,814,474	△1,676	1,812,798
	2 小学校費	2,741,446	△120,623	2,620,823
	3 中学校費	1,490,322	△122,922	1,367,400
	4 高等学校費	1,028,082	△26,013	1,002,069
	5 幼稚園費	497,060	△27,569	469,491
	6 社会教育費	2,573,957	108,910	2,682,867
	7 保健体育費	751,790	△84,633	667,157
	8 専修学校費	175,495	△13,550	161,945
	9 大学費	1,194,563	200,000	1,394,563
12 公債費		13,118,683	△81,002	13,037,681

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	千円 13,118,683	千円 △81,002	千円 13,037,681
	歳出合計	157,880,158	3,077,754	160,957,912

## 第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設 大規模改 修事業	千円 3,975,600	令和2年度	千円 268,900	千円 4,024,000	令和2年度	千円 268,900
				令和3年度	1,362,250		令和3年度	1,362,250
				令和4年度	1,209,900		令和4年度	1,258,300
				令和5年度	1,134,550		令和5年度	1,134,550



### 第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム運用事業	千円 12,753
	5 統計調査費	地籍調査事業	4,320
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉センター改修経費	6,400
		福祉医療費システム改修経費	23,295
	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	104,115
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	45,264
		農業施設長寿命化事業	18,000
		漁船泊係留施設補修事業	4,300
	3 林業費	県単局所防災事業	8,000
		森林総合公園改修事業	18,220
		林業施設整備保全事業	6,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	106,500
		消融雪施設整備事業	10,000
		道路改良事業	235,902
		側溝改良事業	41,500
		電線共同溝整備事業	94,500
		橋りょう修繕事業	130,000
		人にやさしい歩道づくり事業	10,000
	3 河川費	道路排水路等整備事業	25,800
	4 港湾費	県施行秋田港整備事業負担金	28,200
		秋田市ポータタワー・秋田港振興センター修繕経費	60,829
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	22,983

款	項	事業名	金額
		バス路線道路環境改善事業	千円 42,856
		交通政策管理費	5,545
		千秋公園整備事業	40,000
		大森山公園整備事業	31,660
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	11,233
	6 社会教育費	赤れんが郷土館施設整備等経費	3,600
		民俗芸能伝承館施設整備等経費	4,600
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	49,280
		林業施設災害復旧事業	231,468

(変更)

款	項	事業名	金額	
8 土木費	3 河川費	河川環境整備事業	補正前	千円 57,000
			補正額	93,800
			補正後	150,800
		古川流域治水対策事業	補正前	74,500
			補正額	83,300
			補正後	157,800
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	補正前	265,484
			補正額	325,000
			補正後	590,484

## 第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
会計年度任用職員制度システム改修経費	令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 21,874
地域おこし協力隊活用事業	令和3年度 ┆ 令和4年度	1,286
秋田市シティプロモーション推進事業	令和3年度 ┆ 令和4年度	7,503
個人住民税賦課業務RPA等導入経費	令和3年度 ┆ 令和8年度	14,190
軽自動車税電子データ連携事業	令和3年度 ┆ 令和4年度	9,901
秋田の魅力発信素材充実事業	令和3年度 ┆ 令和4年度	8,988
まちなか観光案内所運営経費	令和3年度 ┆ 令和4年度	10,068
観光客等受入促進事業	令和3年度 ┆ 令和4年度	500
秋田港大型クルーズ船誘致等事業	令和3年度 ┆ 令和4年度	52,959
文化創造館管理運営経費	令和3年度 ┆ 令和4年度	122,103
市民スポーツ活動振興事業	令和3年度 ┆ 令和4年度	18,855
美術館施設整備等経費	令和3年度 ┆ 令和4年度	18,533
休日在宅診療当番医制業務委託経費	令和3年度 ┆ 令和4年度	3,546
新型コロナウイルス感染症対策事業	令和3年度 ┆ 令和4年度	107,870

事 項	期 間	限 度 額
臨時診療所設置運営事業	令和3年度 ） 令和4年度	千円 260
新型コロナウイルスワクチン接種事業	令和3年度 ） 令和4年度	1,337,709
子育て情報発信事業	令和3年度 ） 令和4年度	167
若者自立支援事業	令和3年度 ） 令和4年度	6,085
児童福祉関連サービス委託経費等	令和3年度 ） 令和4年度	558,151
母子保健関連事業委託経費等	令和3年度 ） 令和4年度	267,207
次世代エネルギーパーク運営経費	令和3年度 ） 令和4年度	1,974
情報統合管理基盤運用経費	令和3年度 ） 令和4年度	10,739
あきエコどんどんプロジェクト事業	令和3年度 ） 令和4年度	6,632
ビジネススタートアップ支援事業	令和3年度 ） 令和4年度	9,917
森林管理受託事業	令和3年度 ） 令和4年度	14,828
中心市街地循環バス運営事業	令和3年度 ） 令和4年度	11,768
市議会本会議中継等業務委託経費	令和3年度 ） 令和4年度	2,652
タブレット端末機器活用経費	令和3年度 ） 令和4年度	3,218

事 項	期 間	限 度 額
I C Tジュニア育成事業	令和3年度 } 令和4年度	千円 1,903
消防庁舎改修事業	令和3年度 } 令和4年度	3,300
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定国保年金課分)	令和3年度 } 令和4年度	843
同 上 (令和3年度設定子ども未来センター分)	令和3年度 } 令和4年度	583

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
老人福祉関連サービス委託経費等	令和3年度 } 令和4年度	千円 143,267	令和3年度 } 令和4年度	千円 162,449
健康管理関連事業委託経費等	令和3年度 } 令和4年度	17,797	令和3年度 } 令和4年度	453,651
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定情報統計課分)	令和3年度 } 令和4年度	180,749	令和3年度 } 令和4年度	199,084
同 上 (令和3年度設定市民税課分)	令和3年度 } 令和4年度	4,582	令和3年度 } 令和4年度	4,927
同 上 (令和3年度設定スポーツ振興課分)	令和3年度 } 令和4年度	106,244	令和3年度 } 令和4年度	107,053
同 上 (令和3年度設定市民課分)	令和3年度 } 令和4年度	4,698	令和3年度 } 令和4年度	5,180
同 上 (令和3年度設定子ども育成課分)	令和3年度 } 令和4年度	7,856	令和3年度 } 令和4年度	14,374
同 上 (令和3年度設定建設総務課分)	令和3年度 } 令和4年度	154,294	令和3年度 } 令和4年度	580,257
同 上 (令和3年度設定農業委員会事務局分)	令和3年度 } 令和4年度	557	令和3年度 } 令和4年度	1,415

## 第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 3,169,100	千円 7,400	千円 3,176,500			
児童福祉費	119,000	900	119,900			
清掃費	1,166,300	2,400	1,168,700			
農業費	278,000	△ 66,100	211,900			
道路橋りょう費	2,053,000	800	2,053,800			
港湾費	106,700	3,000	109,700			
土地区画整理費	878,700	191,100	1,069,800			
公園整備費	48,900	20,000	68,900			
住宅費	218,200	50,300	268,500			
消防費	282,800	4,900	287,700			
教育総務費	25,900	6,100	32,000			
小学校費	260,000	△ 12,700	247,300			
中学校費	75,400	△ 2,700	72,700			
高等学校費	80,500	△ 1,100	79,400			
保健体育費	32,000	△ 1,600	30,400			
専修学校費	13,500	△ 2,500	11,000			
臨時財政対策債	7,375,200	△ 1,635,800	5,739,400			
計	17,665,000	△ 1,435,600	16,229,400			

令和 3 年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 352,460 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,414,135 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	973,270	176,230	1,149,500
	1 国庫補助金	973,270	176,230	1,149,500
3	繰入金	1,014,118	176,230	1,190,348
	1 一般会計繰入金	1,014,118	176,230	1,190,348
	歳 入 合 計	2,061,675	352,460	2,414,135



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		2,059,175	352,460	2,411,635
	1 土地区画整理費	2,059,175	352,460	2,411,635
	歳 出 合 計	2,061,675	352,460	2,414,135

## 第2表 繰越明許費補正

(変更)

款	項	事業名	金額	
				千円
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	補正前	452,000
			補正額	450,000
			補正後	902,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	補正前	78,967
			補正額	200,000
			補正後	278,967

## 令和3年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 21,191	千円 859	千円 22,050
	1 財産運用収入	2,376	65	2,441
	2 財産売払収入	18,813	209	19,022
	3 分収林収入	2	585	587
3 繰入金		157,066	605	157,671
	1 一般会計繰入金	157,066	605	157,671
歳入合計		217,499	1,464	218,963

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 28,097	千円 605	千円 28,702
	1 総務管理費	28,097	605	28,702
4 諸支出金		292	859	1,151
	1 分収交付金	292	859	1,151
歳 出 合 計		217,499	1,464	218,963



令和3年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）

令和3年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	56,150	3,606	59,756
	1 使用料	34,806	3,606	38,412
2	繰越金	1	7,336	7,337
	1 繰越金	1	7,336	7,337
	歳 入 合 計	56,684	10,942	67,626



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 56,484	千円 10,942	千円 67,426
	1 総務管理費	56,483	0	56,483
	2 一般会計繰出金	1	10,942	10,943
歳 出 合 計		56,684	10,942	67,626



令和3年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）

令和3年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

## 第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	展示動物種保存事業	千円 13,127

## 令和3年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）

令和3年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発電収入		千円 287,409	千円 356	千円 287,765
	1 発電収入	287,409	356	287,765
歳 入 合 計		294,010	356	294,366

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	76,204	△1,102	75,102
	1 総務管理費	76,204	△1,102	75,102
2	繰出金	217,606	1,458	219,064
	1 一般会計繰出金	217,606	1,458	219,064
	歳 出 合 計	294,010	356	294,366





## 令和3年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の病院事業債管理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,368,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 147,343	千円 61	千円 147,404
	1 貸付金元利収入	147,343	61	147,404
歳入合計		8,368,340	61	8,368,401

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	公債費	264,440	61	264,501
	1 公債費	264,440	61	264,501
	歳 出 合 計	8,368,340	61	8,368,401

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市立秋田総合病院貸付金	1 市立秋田総合病院貸付金	地方独立行政法人市立秋田総合病院貸付金	千円 3,270,500

## 令和3年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

令和3年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,893千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,836,654千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	4,866,614	129,244	4,995,858
	1 国民健康保険税	4,866,614	129,244	4,995,858
3	国庫支出金	1	112	113
	1 国庫補助金	1	112	113
4	県支出金	23,432,411	△393,594	23,038,817
	1 県補助金	23,432,410	△393,594	23,038,816
5	財産収入	21	471	492
	1 財産運用収入	21	471	492
6	繰入金	2,533,731	51,602	2,585,333
	1 一般会計繰入金	2,533,730	51,602	2,585,332
7	繰越金	1	200,272	200,273
	1 繰越金	1	200,272	200,273
	歳 入 合 計	30,848,547	△11,893	30,836,654

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	22,789,557	950	22,790,507
	5 葬祭諸費	22,700	950	23,650
3	国民健康保険事業費納付金	7,475,929	△222,715	7,253,214
	1 医療給付費分	5,301,239	△129,739	5,171,500
	2 後期高齢者支援金等分	1,651,292	△33,386	1,617,906
	3 介護納付金分	523,398	△59,590	463,808
6	基金積立金	21	200,471	200,492
	1 基金積立金	21	200,471	200,492
8	諸支出金	18,766	9,401	28,167
	1 償還金及び還付加算金	18,765	9,350	28,115
	3 一般会計繰出金	0	51	51
	歳 出 合 計	30,848,547	△11,893	30,836,654

## 第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 281,244	令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 291,195



令和3年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

## 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ） 令和4年度	千円 654

## 令和3年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）

令和3年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,197,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,847,433千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	6,299,958	489,297	6,789,255
	1 介護保険料	6,299,958	489,297	6,789,255
3	国庫支出金	7,272,380	50,382	7,322,762
	1 国庫負担金	5,211,195	101,035	5,312,230
	2 国庫補助金	2,061,185	△50,653	2,010,532
4	支払基金交付金	8,006,642	143,753	8,150,395
	1 支払基金交付金	8,006,642	143,753	8,150,395
5	県支出金	4,343,565	80,414	4,423,979
	1 県負担金	4,125,857	85,961	4,211,818
	2 県補助金	217,708	△5,547	212,161
6	財産収入	1	1,830	1,831
	1 基金運用収入	1	1,830	1,831
7	繰入金	4,680,541	66,363	4,746,904
	1 一般会計繰入金	4,680,540	66,364	4,746,904
	2 基金繰入金	1	△1	0
8	繰越金	46,829	365,403	412,232
	1 繰越金	46,829	365,403	412,232
	歳入合計	30,649,991	1,197,442	31,847,433

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	28,729,399	575,374	29,304,773
	1 介護サービス等諸費	26,212,777	546,568	26,759,345
	2 介護予防サービス等諸費	538,184	36,075	574,259
	3 高額介護サービス等費	844,041	△14,945	829,096
	4 特定入所者介護サービス等費	1,098,213	6,681	1,104,894
	5 その他諸費	36,184	995	37,179
3	地域支援事業費	1,469,357	△43,891	1,425,466
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	876,613	△40,226	836,387
	2 一般介護予防事業費	42,763	△2,738	40,025
	3 包括的支援事業・任意事業費	544,502	△927	543,575
4	保健福祉事業費	19,297	△1,274	18,023
	1 保健福祉事業費	19,297	△1,274	18,023
5	基金積立金	1	601,830	601,831
	1 基金積立金	1	601,830	601,831
7	諸支出金	46,884	65,403	112,287
	1 償還金及び還付加算金	46,884	65,403	112,287
	歳 出 合 計	30,649,991	1,197,442	31,847,433

## 第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 557,617	令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 601,609

## 令和3年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,894,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	2,986,811	10,642	2,997,453
	1 後期高齢者医療保険料	2,986,811	10,642	2,997,453
3	繰入金	849,426	24,223	873,649
	1 一般会計繰入金	849,426	24,223	873,649
4	繰越金	10,000	2,743	12,743
	1 繰越金	10,000	2,743	12,743
	歳入合計	3,857,053	37,608	3,894,661



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	3,771,957	37,608	3,809,565
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,771,957	37,608	3,809,565
	歳 出 合 計	3,857,053	37,608	3,894,661

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	2 徴収費	後期高齢者医療保険料徴収経費	千円 2,263

### 第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和3年度設定)	令和3年度 ） 令和4年度	千円 53



令和3年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和3年度秋田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給 水 戸 数	149,081戸	741戸	149,822戸
(2) 年 間 総 配 水 量	34,804,358m <sup>3</sup>	98,140m <sup>3</sup>	34,902,498m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	95,354m <sup>3</sup>	269m <sup>3</sup>	95,623m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備			
配水管布設	850m	194m	1,044m
配水管布設替等	23,490m	△1,792m	21,698m
(ロ) 施設改良			
送水管整備	1,250m	△695m	555m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	7,724,804千円	△12,703千円	7,712,101千円
第1項 営業収益	7,032,964千円	△26,795千円	7,006,169千円
第2項 営業外収益	691,838千円	△39,543千円	652,295千円
第3項 特別利益	2千円	53,635千円	53,637千円

	支	出	
第1款 水道事業費用	7,097,577千円	△539,470千円	6,558,107千円
第1項 営業費用	6,715,287千円	△602,085千円	6,113,202千円
第2項 営業外費用	377,390千円	57,918千円	435,308千円
第3項 特別損失	3,100千円	4,697千円	7,797千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,156,617千円」を「3,023,374千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「267,101千円」を「241,818千円」に、減債積立金「292,614千円」を「462,086千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,596,902千円」を「2,319,470千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	2,169,086千円	△319,687千円	1,849,399千円
第1項 企業債	1,416,200千円	△4,600千円	1,411,600千円
第2項 出資金	78,691千円	97千円	78,788千円
第3項 補助金	105,666千円	△36,096千円	69,570千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	212千円	213千円
第5項 負担金及び寄附金	568,528千円	△279,300千円	289,228千円
	支	出	
第1款 資本的支出	5,325,703千円	△452,930千円	4,872,773千円
第1項 建設改良費	3,838,818千円	△462,298千円	3,376,520千円
第2項 企業債償還金	1,486,885千円	192千円	1,487,077千円
第3項 国庫補助金返還金	一千円	9,176千円	9,176千円

( 継 続 費 )

第 5 条 予算第 5 条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

( 変 更 前 )

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	浜田豊岩 連絡水 配管工 備工事	463,000千円	令和3年度	347,000千円
				令和4年度	116,000千円

( 変 更 後 )

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	浜田豊岩 連絡水 配管工 備工事	366,000千円	令和3年度	250,000千円
				令和4年度	116,000千円

( 企 業 債 )

第 6 条 予算第 7 条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	1,416,200千円	△4,600千円	1,411,600千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 予算第 10 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	992,130千円	△179,308千円	812,822千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 予算第 11 条中「20,020千円」を「19,291千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第 9 条 予算第 12 条中当年度未処分利益剰余金「345,623千円」を「878,494千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 利益積立金	345,623千円	532,871千円	878,494千円





令和3年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 排 水 戸 数	123,087戸	775戸	123,862戸
(2) 年間総処理水量	31,922,669m <sup>3</sup>	△419,894m <sup>3</sup>	31,502,775m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	87,459m <sup>3</sup>	△1,150m <sup>3</sup>	86,309m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 管 渠 建 設			
管 渠 布 設	4,540m	△900m	3,640m
管 渠 改 築 等	4,780m	260m	5,040m
排 水 ポ ン プ 施 設 整 備	3 施設	△ 2 施設	1 施設
(ハ) 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道			
管 渠 布 設	－ m	630m	630m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業 収 益	10,568,043千円	128,942千円	10,696,985千円
第1項 営業収益	7,309,321千円	159,875千円	7,469,196千円

第2項	営業外収益	3,258,720千円	△30,949千円	3,227,771千円
第3項	特別利益	2千円	16千円	18千円
		支	出	
第1款	下水道事業用費	10,327,201千円	△153,259千円	10,173,942千円
第1項	営業費用	9,405,574千円	△113,064千円	9,292,510千円
第2項	営業外費用	917,576千円	△40,217千円	877,359千円
第3項	特別損失	1,501千円	22千円	1,523千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,789,517千円」を「3,968,445千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「140,222千円」を「164,432千円」に、減債積立金「115,608千円」を「368,125千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,875,476千円」を「2,311,920千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,658,211千円」を「1,123,968千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	収	入		
第1款	資本的収入	5,885,483千円	△429,352千円	5,456,131千円
第1項	企業債	3,783,800千円	△350,300千円	3,433,500千円
第2項	出資金	876,194千円	209千円	876,403千円
第3項	補助金	1,139,500千円	△51,425千円	1,088,075千円
第4項	負担金	85,988千円	△27,938千円	58,050千円
第5項	固定資産売却代金	1千円	102千円	103千円
	支	出		
第1款	資本的支出	9,675,000千円	△250,424千円	9,424,576千円
第1項	建設改良費	4,134,364千円	△250,846千円	3,883,518千円
第2項	企業債償還金	5,540,636千円	422千円	5,541,058千円

( 企 業 債 )

第 5 条 予算第 6 条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
限 度 額	3,783,800千円	△350,300千円	3,433,500千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職 員 給 与 費	603,019千円	△30,495千円	572,524千円
(他会計からの補助金)			

第 7 条 予算第10条中「1,199,333千円」を「1,173,406千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第 8 条 予算第11条中当年度未処分利益剰余金「100,620千円」を「304,138千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 減 債 積 立 金	100,620千円	203,518千円	304,138千円



令和3年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度秋田市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 排 水 戸 数			
（農業集落排水）	2,401戸	△22戸	2,379戸
（個別排水処理）	232戸	△9戸	223戸
（ 計 ）	2,633戸	△31戸	2,602戸
(2) 年間総処理水量			
（農業集落排水）	838,685 <sup>m<sup>3</sup></sup>	△14,891 <sup>m<sup>3</sup></sup>	823,794 <sup>m<sup>3</sup></sup>
（個別排水処理）	51,916 <sup>m<sup>3</sup></sup>	△561 <sup>m<sup>3</sup></sup>	51,355 <sup>m<sup>3</sup></sup>
（ 計 ）	890,601 <sup>m<sup>3</sup></sup>	△15,452 <sup>m<sup>3</sup></sup>	875,149 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(3) 一日平均処理水量			
（農業集落排水）	2,298 <sup>m<sup>3</sup></sup>	△41 <sup>m<sup>3</sup></sup>	2,257 <sup>m<sup>3</sup></sup>
（個別排水処理）	142 <sup>m<sup>3</sup></sup>	△1 <sup>m<sup>3</sup></sup>	141 <sup>m<sup>3</sup></sup>
（ 計 ）	2,440 <sup>m<sup>3</sup></sup>	△42 <sup>m<sup>3</sup></sup>	2,398 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(4) 主要な建設改良事業			
（イ）農業集落排水 建設改良			
管渠移設等	1,186m	△915m	271m
（ロ）個別排水処理 施設建設			
浄化槽設置	5基	△3基	2基

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 農業集落排水 事業収益	699,719千円	△36,023千円	663,696千円
第1項 営業収益	121,209千円	△75千円	121,134千円
第2項 営業外収益	578,509千円	△46,061千円	532,448千円
第3項 特別利益	1千円	10,113千円	10,114千円
第2款 個別排水処理 事業収益	33,824千円	△178千円	33,646千円
第1項 営業収益	8,597千円	△130千円	8,467千円
第2項 営業外収益	25,225千円	△48千円	25,177千円
	支	出	
第1款 農業集落排水 事業費用	697,543千円	△36,058千円	661,485千円
第1項 営業費用	648,673千円	△35,567千円	613,106千円
第2項 営業外費用	48,320千円	△630千円	47,690千円
第3項 特別損失	50千円	139千円	189千円
第2款 個別排水処理 事業費用	34,562千円	△168千円	34,394千円
第1項 営業費用	32,704千円	△154千円	32,550千円
第2項 営業外費用	1,756千円	△14千円	1,742千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「226,876千円」を「226,671千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,438千円及び過年度分損益勘定留保資金225,438千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,463千円、減債積立金18,574千円及び過年度分損益勘定留保資金206,634千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
		収	入	
第1款	農業集落排水 事業資本的収入	189,031千円	△75,381千円	113,650千円
第1項	企業債	7,200千円	△500千円	6,700千円
第2項	出資金	117,669千円	△21,008千円	96,661千円
第4項	負担金	61,200千円	△53,910千円	7,290千円
第6項	固定資産 売却代金	—千円	37千円	37千円
第2款	個別排水処理 事業資本的収入	18,627千円	△7,789千円	10,838千円
第1項	企業債	5,400千円	△3,300千円	2,100千円
第2項	出資金	11,300千円	△3,272千円	8,028千円
第3項	補助金	1,442千円	△908千円	534千円
第4項	負担金	485千円	△309千円	176千円
		支	出	
第1款	農業集落排水 事業資本的支出	408,616千円	△75,580千円	333,036千円
第1項	建設改良費	111,419千円	△75,580千円	35,839千円
第2款	個別排水処理 事業資本的支出	25,918千円	△7,795千円	18,123千円
第1項	建設改良費	17,095千円	△7,795千円	9,300千円
(企業債)				

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
限度額	12,600千円	△3,800千円	8,800千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	39,608千円	△15,505千円	24,103千円
(他会計からの補助金)			

第7条 予算第10条中「395,518千円」を「352,978千円」に改める。





## 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第19号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,058,258千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,716,170千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 38,018,242	千円 451,698	千円 38,469,940
	1 国庫負担金	20,631,775	66,793	20,698,568
	2 国庫補助金	17,327,201	384,905	17,712,106
20 繰入金		6,211,506	136,060	6,347,566
	2 基金繰入金	5,976,227	136,060	6,112,287
22 諸収入		8,347,990	25,300	8,373,290
	5 雑入	1,139,836	25,300	1,165,136
23 市債		16,229,400	1,445,200	17,674,600
	1 市債	16,229,400	1,445,200	17,674,600
歳 入 合 計		161,657,912	2,058,258	163,716,170

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	21,239,876	44,421	21,284,297
	3 戸籍住民基本台帳費	653,472	44,421	697,893
3	民生費	62,665,089	26,371	62,691,460
	1 社会福祉費	29,515,219	26,371	29,541,590
4	衛生費	13,859,571	165,213	14,024,784
	2 保健所費	5,437,777	165,213	5,602,990
6	農林水産業費	2,743,575	398,980	3,142,555
	1 農業費	1,858,753	398,980	2,257,733
10	教育費	12,179,113	1,423,273	13,602,386
	2 小学校費	2,620,823	790,759	3,411,582
	3 中学校費	1,367,400	632,514	1,999,914
	歳 出 合 計	161,657,912	2,058,258	163,716,170

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理費	千円 4,551
	3 戸籍住民基本台帳費	転出・転入手続ワンストップ化関係経費	44,421
3 民生費	1 社会福祉費	障がい児者福祉施設整備費補助金	25,171
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改造事業（旭川小学校）	423,807
		小学校トイレ環境改善事業	167,235
	3 中学校費	中学校トイレ環境改善事業	293,947
		中学校施設等改修経費	338,567

(変 更)

款	項	事 業 名	金 額	
				千円
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	補正前	45,264
			補正額	398,980
			補正後	444,244
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	補正前	11,233
			補正額	199,717
			補正後	210,950

### 第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農業費	千円 211,900	千円 398,800	千円 610,700			
小学校費	247,300	571,700	819,000			
中学校費	72,700	474,700	547,400			
計	16,229,400	1,445,200	17,674,600			

秋田市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月9日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

秋田市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月9日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号  
公益社団法人秋田県獣医師会  
会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間



秋田市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月9日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田食品衛生協会

会長 佐 藤 卯兵衛

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

秋田市告示第56号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から令和4年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和4年3月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として告示された年月日  
令和4年3月4日 秋田県告示第81号
- 2 調査を実施する者の名称  
秋田市
- 3 調査地区
  - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区  
秋田市河辺神内字樋沢の一部  
秋田市河辺神内字鳥井長根の一部
  - (2) 地籍測量・一筆地調査地区  
秋田市河辺神内字鳥井長根の一部
- 4 調査期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年3月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号46 担当する医療の種類：眼科に関する医療
- 2 指定番号47 担当する医療の種類：耳鼻咽喉科に関する医療
- 3 指定番号48 担当する医療の種類：口腔に関する医療
- 4 指定番号49 担当する医療の種類：整形外科に関する医療
- 5 指定番号50 担当する医療の種類：脳神経外科に関する医療
- 6 指定番号51 担当する医療の種類：心臓脈管外科に関する医療
- 7 指定番号52 担当する医療の種類：腎臓に関する医療
- 8 指定番号53 担当する医療の種類：腎移植に関する医療
- 9 指定番号54 担当する医療の種類：小腸に関する医療
- 10 指定番号55 担当する医療の種類：肝臓移植に関する医療
- 11 指定番号56 担当する医療の種類：免疫に関する医療

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
秋田大学医学部 附属病院	秋田市広面字蓮沼 44番2	国立大学法人秋田大学 学長 山本文雄	令和4年 3月1日

秋田市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月10日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

- (1) 一つ森公園テニスコート
- (2) 一つ森公園コミュニティ体育館
- (3) 一つ森公園弓道場
- (4) 雄物川河川緑地テニスコート
- (5) 雄物川河川緑地野球場

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人秋田市総合振興公社  
理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第59号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第60号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けようとする者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和3年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月14日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市檜山本町2番3号  
株式会社松美造園建設工業  
代表取締役 佐藤正義

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月14日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田市中通七丁目1番2号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 井 上 浩 司



秋田市告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年3月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 K S F カ ンパニー	グループホ ーム Plus	秋田市飯島字長 山下15番地	令和4年3月15日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月17日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第65号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市山王三丁目1番7号  
株式会社友愛ビルサービス  
代表取締役 小 畑 悟

- 2 委託契約期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第66号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月17日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年3月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市居使町内会
- 2 認可年月日  
平成7年12月4日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 斎 藤 輝 雄  
秋田市豊岩豊巻字居使23番地  
変更後 池 田 肇  
秋田市豊岩豊巻字居使134番地
- 4 変更年月日  
令和4年2月6日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第68号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の名称および住所

株式会社八竜運輸

秋田県山本郡三種町鶉川字谷地の上128番地6

2 送達すべき書類の名称

令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）

秋田市告示第69号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市民交流プラザ使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市泉北一丁目6番51号

株式会社スペースプロジェクト

代表取締役 成 田 清

2 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第70号

秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市保戸野地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市保戸野中町6番12号

保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会

会長 佐 藤 政 信

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで



秋田市告示第71号

秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市川尻地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市川尻みよし町8番16号

川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会

会長 碓 屋 隆 志

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番2号

一般社団法人秋田市シルバー人材センター

理事長 野 口 良 孝

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1

株式会社サンアメニティ秋田支社

支社長 金 澤 直 樹

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第74号

秋田市御所野交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和4年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市御所野交流センター

2 指定管理者

秋田市御所野下堤五丁目1番5号

社会福祉法人秋田けやき会

理事長 秋 山 尚 子

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第75号

秋田市将軍野地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和4年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市将軍野地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市将軍野南四丁目8番8号

将軍野地区コミュニティセンター管理運営委員会

会長 伊 藤 勉

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第76号

令和4年3月22日の「令和4年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年3月23日

秋田市長 穂 積 志

## 令和4年度秋田市一般会計予算

令和4年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 44,354,122
	1 市民税	20,349,237
	2 固定資産税	19,352,882
	3 軽自動車税	925,752
	4 市たばこ税	2,152,121
	5 鉱産税	5,746
	6 入湯税	32,834
	7 事業所税	1,535,550
2 地方譲与税		1,091,858
	1 地方揮発油譲与税	224,471
	2 自動車重量譲与税	675,149
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	126,326
	5 特別とん譲与税	23,582
	6 航空機燃料譲与税	42,329
3 利子割交付金		21,034
	1 利子割交付金	21,034
4 配当割交付金		86,226
	1 配当割交付金	86,226
5 株式等譲渡所得割交付金		52,684
	1 株式等譲渡所得割交付金	52,684
6 法人事業税交付金		702,480
	1 法人事業税交付金	702,480
7 地方消費税交付金		8,908,930
	1 地方消費税交付金	8,908,930
8 ゴルフ場利用税交付金		52,470



款	項	金 額
		千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	52,470
9 環境性能割交付金		64,606
	1 環境性能割交付金	64,606
10 国有提供施設等所在市助成交付金		3,042
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	3,042
11 地方特例交付金		462,939
	1 地方特例交付金	448,692
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,247
12 地方交付税		21,155,000
	1 地方交付税	21,155,000
13 交通安全対策特別交付金		63,000
	1 交通安全対策特別交付金	63,000
14 分担金及び負担金		471,339
	1 分担金	900
	2 負担金	470,439
15 使用料及び手数料		2,316,936
	1 使用料	1,139,650
	2 手数料	1,177,286
16 国庫支出金		24,274,483
	1 国庫負担金	19,847,134
	2 国庫補助金	4,354,690
	3 委託金	72,659
17 県支出金		9,855,330
	1 県負担金	6,542,773
	2 県補助金	2,648,093
	3 委託金	664,464

款	項	金 額
		千円
18 財産収入		372,493
	1 財産運用収入	149,802
	2 財産売却収入	222,691
19 寄附金		802,895
	1 寄附金	802,895
20 繰入金		3,392,917
	1 特別会計繰入金	155,917
	2 基金繰入金	3,237,000
21 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
22 諸収入		8,310,516
	1 延滞金、加算金及び過料	53,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	7,001,237
	4 受託事業収入	34,155
	5 雑入	1,222,120
23 市債		10,354,700
	1 市債	10,354,700
	歳 入 合 計	137,870,000



歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 663,242
	1 議会費	663,242
2 総務費		14,474,179
	1 総務管理費	12,533,633
	2 徴税費	1,048,709
	3 戸籍住民基本台帳費	478,337
	4 選挙費	283,153
	5 統計調査費	46,820
	6 監査委員費	83,527
3 民生費		53,435,119
	1 社会福祉費	25,329,887
	2 児童福祉費	18,930,078
	3 生活保護費	9,137,171
	4 国民年金費	37,233
	5 災害救助費	750
4 衛生費		12,005,114
	1 環境衛生費	586,227
	2 保健所費	3,395,259
	3 清掃費	5,575,246
	4 病院費	1,550,065
	5 上水道費	92,740
	6 食肉衛生検査所費	168,734
	7 母子衛生費	636,843
5 労働費		743,673
	1 労働諸費	743,673
6 農林水産業費		3,035,332

款	項	金額
		千円
	1 農業費	2,044,692
	2 農業集落排水費	495,330
	3 林業費	495,310
7 商工費		9,274,232
	1 商工費	9,274,232
8 土木費		14,578,421
	1 土木管理費	313,323
	2 道路橋りょう費	4,603,863
	3 河川費	546,108
	4 港湾費	159,107
	5 都市計画費	3,813,451
	6 下水道費	4,170,870
	7 住宅費	971,699
9 消防費		4,349,130
	1 消防費	4,349,130
10 教育費		11,995,624
	1 教育総務費	1,687,244
	2 小学校費	2,490,818
	3 中学校費	1,553,462
	4 高等学校費	858,930
	5 幼稚園費	402,908
	6 社会教育費	2,969,101
	7 保健体育費	643,430
	8 専修学校費	138,644
	9 大学費	1,251,087
11 災害復旧費		6,004

款	項	金 額
		千円
	1 農林水産施設災害復旧費	6,001
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公債費		13,109,929
	1 公債費	13,109,929
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
	歳 出 合 計	137,870,000

## 第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	上北手地区コミュニティセンター改築事業	千円 367,332	令和4年度	千円 87,836
				令和5年度	279,496
4 衛生費	3 清掃費	総合環境センター伝送装置等更新事業	22,605	令和4年度	3,685
				令和5年度	18,920
8 土木費	5 都市計画費	千秋公園整備事業	400,000	令和4年度	150,000
				令和5年度	250,000
10 教育費	6 社会教育費	美術館施設整備等経費	1,275,352	令和4年度	697,690
				令和5年度	577,662
		佐竹史料館改築事業	156,178	令和4年度	102,644
				令和5年度	53,534

### 第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 538
コンベンション誘致推進事業（令和4年度設定）	令和4年度 ┆ 令和7年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額
教育旅行誘致推進事業（令和4年度設定）	令和4年度 ┆ 令和7年度	助成対象教育旅行において、参加者数に2,000円を乗じて得た額および助成対象事業の実施に伴う講師に係る費用の合算額
まちあかり・ふれあい推進事業	令和4年度 ┆ 令和7年度	498,723
戸籍システム更新・運用経費	令和4年度 ┆ 令和10年度	87,336
奨学金返還助成事業（令和4年度設定保健総務課分）	令和4年度 ┆ 令和9年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（令和4年度設定子ども育成課分）	令和4年度 ┆ 令和9年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
アンダー40正社員化促進事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	106,400
創業資金・産業活力創造資金利子補給	令和4年度 ┆ 令和9年度	7,505
商店街空き店舗対策事業費補助金	令和4年度 ┆ 令和5年度	4,050
中心市街地出店促進資金利子補給	令和4年度 ┆ 令和9年度	5,189
中心市街地商業集積促進事業費補助金	令和4年度 ┆ 令和6年度	30,000
中小製造業設備投資資金利子補給	令和4年度 ┆ 令和14年度	20,186



事 項	期 間	限 度 額
中小企業用地取得資金利子補給（令和4年度設定）	令和4年度 ┆ 令和7年度	千円 288
バス交通総合改善事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	140,426

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
総務費	530,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	259,600			
児童福祉費	78,400			
環境衛生費	40,100			
保健所費	49,500			
清掃費	1,077,100			
労働費	97,800			
農業費	200,700			
林業費	34,300			
道路橋りょう費	2,132,500			
港湾費	12,000			
土地区画整理費	805,600			
街路事業費	214,800			
公園整備費	168,200			
駅周辺施設整備費	29,100			
住宅費	281,500			
災害対策費	5,000			
消防費	567,400			
小学校費	152,600			
中学校費	175,200			
高等学校費	10,100			
社会教育費	832,900			
保健体育費	34,800			
臨時財政対策債	2,565,500			
計	10,354,700			

## 令和4年度秋田市土地区画整理会計予算

令和4年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,859,189千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 国庫支出金		895,175
	1 国庫補助金	895,175
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		930,132
	1 一般会計繰入金	930,132
4 繰越金		33,881
	1 繰越金	33,881
	歳入合計	1,859,189

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 事業費		1,856,689
	1 土地区画整理費	1,856,689
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,859,189

## 令和4年度秋田市市有林会計予算

令和4年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ249,924千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 県支出金		51,306
	1 県補助金	51,306
2 財産収入		31,317
	1 財産運用収入	2,632
	2 財産売却収入	28,683
	3 分収林収入	2
3 繰入金		164,615
	1 一般会計繰入金	164,615
4 繰越金		2,500
	1 繰越金	2,500
5 諸収入		186
	1 雑入	186
	歳入合計	249,924

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 28,950
	1 総務管理費	28,950
2 事業費		84,874
	1 造林事業費	84,874
3 公債費		135,543
	1 公債費	135,543
4 諸支出金		357
	1 分収交付金	357
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		249,924



## 令和4年度秋田市市営墓地会計予算

令和4年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,678千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		55,890
	1 使用料	34,162
	2 手数料	21,728
2 繰入金		5,250
	1 一般会計繰入金	5,250
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		537
	1 雑入	537
	歳入合計	61,678

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 56,227
	1 総務管理費	56,227
2 事業費		5,250
	1 事業費	5,250
3 繰出金		1
	1 一般会計繰出金	1
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		61,678

## 令和4年度秋田市中央卸売市場会計予算

令和4年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		19,505
	1 使用料	19,505
2 繰入金		36,551
	1 一般会計繰入金	36,551
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		20,998
	1 貸付金元利収入	16,001
	2 雑入	4,997
	歳 入 合 計	78,054

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 67,062
	1 総務管理費	67,062
2 事業費		8,458
	1 中央卸売市場施設整備費	8,458
3 公債費		2,434
	1 公債費	2,434
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		78,054

## 令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

令和4年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ405,702千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		143,006
	1 使用料	143,005
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		100,073
	1 一般会計繰入金	100,073
4 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
5 諸収入		159,751
	1 貸付金元利収入	64,001
	2 雑入	95,750
	歳 入 合 計	405,702



歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 294,784
	1 総務管理費	294,784
2 事業費		53,040
	1 地方卸売市場施設整備費	53,040
3 公債費		57,478
	1 公債費	57,478
4 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		405,702

## 令和4年度秋田市大森山動物園会計予算

令和4年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ540,233千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		86,831
	1 使用料	86,831
2 財産収入		2,280
	1 財産運用収入	2,280
3 寄附金		286
	1 寄附金	286
4 繰入金		395,540
	1 一般会計繰入金	395,540
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		16,995
	1 雑入	16,995
7 市債		38,300
	1 市債	38,300
	歳 入 合 計	540,233

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		467,462
	1 総務管理費	467,462
2 事業費		45,557
	1 動物園施設整備費	45,557
3 公債費		27,114
	1 公債費	27,114
4 予備費		100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	540,233

## 第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
動物園施設整備費	千円 38,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	38,300			

## 令和4年度秋田市廃棄物発電会計予算

令和4年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,183千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 発電収入		千円 179,182
	1 発電収入	179,182
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	179,183

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		35,852
	1 総務管理費	35,852
2 繰出金		143,131
	1 一般会計繰出金	143,131
3 公債費		200
	1 公債費	200
	歳 出 合 計	179,183



## 令和4年度秋田市病院事業債管理会計予算

令和4年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,132,545千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 分担金及び負担金		117,098
	1 負担金	117,098
2 諸収入		246,047
	1 貸付金元利収入	246,047
3 市債		10,769,400
	1 市債	10,769,400
	歳 入 合 計	11,132,545

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 市立秋田総合病院貸付金		10,769,400
	1 市立秋田総合病院貸付金	10,769,400
2 公債費		363,145
	1 公債費	363,145
	歳 出 合 計	11,132,545

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院 貸付金	千円  10,769,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	10,769,400			

## 令和4年度秋田市学校給食費会計予算

令和4年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,370,852千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 給食費収入		1,292,008
	1 給食費収入	1,292,008
2 繰入金		78,842
	1 一般会計繰入金	78,842
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
	歳入合計	1,370,852

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,368,852
	1 総務管理費	1,368,852
2 公債費		500
	1 公債費	500
3 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出 合 計		1,370,852

## 令和4年度秋田市国民健康保険事業会計予算

令和4年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,556,491千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		4,796,652
	1 国民健康保険税	4,796,652
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		224
	1 国庫補助金	224
4 県支出金		23,158,307
	1 県補助金	23,158,306
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		538
	1 財産運用収入	538
6 繰入金		2,577,735
	1 一般会計繰入金	2,577,734
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		23,032
	1 延滞金、加算金及び過料	1,001
	2 雑入	22,031
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
	歳 入 合 計	30,556,491

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 211,025
	1 総務管理費	118,252
	2 徴税費	89,429
	3 運営協議会費	323
	4 収納率向上特別対策事業費	3,021
2 保険給付費		22,399,987
	1 療養諸費	19,448,895
	2 高額療養費	2,880,185
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	46,644
	5 葬祭諸費	24,200
3 国民健康保険事業費納付金		7,586,241
	1 医療給付費分	5,554,497
	2 後期高齢者支援金等分	1,627,270
3 介護納付金分		404,474
	1 共同事業拠出金	20
	1 共同事業拠出金	20
5 保健事業費		286,703
	1 特定健康診査等事業費	189,128
2 保健事業費		97,575
	1 基金積立金	538
1 基金積立金		538
	1 基金積立金	538
7 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
8 諸支出金		18,977

款	項	金額
		千円
	1 償還金及び還付加算金	18,976
	2 一部負担金	1
9 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	30,556,491

## 第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に 償還する。
計	1			

## 令和4年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和4年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰入金		4,938
	1 一般会計繰入金	4,938
2 繰越金		31,085
	1 繰越金	31,085
3 諸収入		21,276
	1 貸付金元利収入	21,275
	2 雑入	1
	歳 入 合 計	57,299

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	27,480
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	27,480
2	公債費	17,034
	1 公債費	500
	2 償還金	16,534
3	諸支出金	12,785
	1 一般会計繰出金	12,785
	歳 出 合 計	57,299

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 4,251



## 令和4年度秋田市介護保険事業会計予算

令和4年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,542,823千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		6,520,884
	1 介護保険料	6,520,884
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,482,555
	1 国庫負担金	5,380,284
	2 国庫補助金	2,102,271
4 支払基金交付金		8,250,770
	1 支払基金交付金	8,250,770
5 県支出金		4,485,622
	1 県負担金	4,264,078
	2 県補助金	221,544
6 財産収入		2,003
	1 基金運用収入	2,003
7 繰入金		4,794,218
	1 一般会計繰入金	4,794,217
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		6,696
	1 繰越金	6,696
9 諸収入		74
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	73
	歳 入 合 計	31,542,823

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 354,228
	1 総務管理費	354,228
2 保険給付費		29,674,966
	1 介護サービス等諸費	27,252,043
	2 介護予防サービス等諸費	560,270
	3 高額介護サービス等費	831,555
	4 特定入所者介護サービス等費	993,408
	5 その他諸費	37,690
3 地域支援事業費		1,473,315
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	836,268
	2 一般介護予防事業費	41,879
	3 包括的支援事業・任意事業費	589,851
	4 その他諸費	5,317
4 保健福祉事業費		20,560
	1 保健福祉事業費	20,560
5 基金積立金		2,003
	1 基金積立金	2,003
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		6,751
	1 償還金及び還付加算金	6,751
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		31,542,823

## 令和4年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算

令和4年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,233,088千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		3,241,269
	1 後期高齢者医療保険料	3,241,269
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		971,066
	1 一般会計繰入金	971,066
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		10,752
	1 延滞金、加算金及び過料	500
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	52
	歳 入 合 計	4,233,088

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		88,125
	1 総務管理費	49,074
	2 徴収費	39,051
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,129,663
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,129,663
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
	歳 出 合 計	4,233,088

## 令和4年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	150,215戸
(2) 年 間 総 配 水 量	34,520,590m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	94,577m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	1,380m
配 水 管 布 設 替 等	24,470m
配 水 幹 線 整 備	900m
(ロ) 施 設 改 良	
送 水 管 整 備 等	920m
仁 井 田 浄 水 場 等 整 備	一式
清 水 木 ポ ン プ 場 受 電 盤 等 更 新	一式
豊 岩 浄 水 場 ろ 過 池 表 洗 弁 更 新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,848,247千円
第1項 営業収益	7,164,404千円
第2項 営業外収益	683,841千円
第3項 特別利益	2千円

支		出
第1款	水道事業費用	7,112,664千円
	第1項 営業費用	6,752,456千円
	第2項 営業外費用	355,308千円
	第3項 特別損失	3,100千円
	第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,333,076千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額264,845千円、建設改良積立金5,500千円及び過年度分損益勘定留保資金3,062,731千円で補てんするものとする。）。)

収		入
第1款	資本的収入	2,200,777千円
	第1項 企業債	1,545,400千円
	第2項 出資金	75,234千円
	第3項 補助金	38,666千円
	第4項 固定資産売却代金	1千円
	第5項 負担金及び寄附金	541,476千円
支		出
第1款	資本的支出	5,533,853千円
	第1項 建設改良費	4,031,559千円
	第2項 企業債償還金	1,502,294千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消 に係る資金融資 あつせん利子補給	令和4年度から9年度まで	595千円



(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	1,545,400千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 933,539千円 |
| (2) 交際費   | 50千円      |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,506千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち456,234千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利益積立金 456,234千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第13条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種類	名称	数量		
1 取得する資産				
工具、器具及び備品	ページトラップ ガスクロマトグラフ 質量分析計	一式		
工具、器具及び備品	高速液体 クロマトグラフ	一式		
種類	名称	所在地	数量	処分の態様
2 処分する資産				
土地	雄和浄水場 用	雄和平尾鳥 字小平地内	8,264m <sup>2</sup>	売払

## 令和4年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	125,111戸
(2) 年間総処理水量	31,857,890m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	87,282m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	3,370m
管渠改築等	5,590m
マンホールポンプ施設整備	9施設
排水ポンプ施設整備等	3施設
(ロ) ポンプ場建設	
川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新	一式
新屋汚水中継ポンプ場受変電設備更新	一式
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センター火災報知器更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	1,580m
管渠移設等	610m
マンホールポンプ施設整備	3施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		10,789,338千円
	第1項 営業収益		7,488,872千円
	第2項 営業外収益		3,300,464千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,235,730千円
	第1項 営業費用		9,408,058千円
	第2項 営業外費用		823,621千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,071,073千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額168,536千円、減債積立金304,138千円、過年度分損益勘定留保資金1,936,128千円及び当年度分損益勘定留保資金1,662,271千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		6,238,073千円
	第1項 企業債		3,965,900千円
	第2項 出資金		854,832千円
	第3項 補助金		1,276,400千円
	第4項 負担金		140,940千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		10,309,146千円
	第1項 建設改良費		4,888,653千円
	第2項 企業債償還金		5,420,493千円

( 継 続 費 )

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費 川口汚水中継 ポンプ場汚水 ポンプ設備 更 新 事 業	509,000千円	令和4年度	7,200千円
			令和5年度	396,000千円
			令和6年度	105,800千円

( 債 務 負 担 行 為 )

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	令和4年度から10年度まで	696千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償	令和4年度から10年度まで	1,750千円
下 水 道 管 路 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から6年度まで	622,810千円
下 水 道 施 設 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から7年度まで	1,540,000千円

( 企 業 債 )

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	3,965,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる 場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直 し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他 の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合 により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 572,365千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,220,213千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち385,072千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 385,072千円

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	所在地	数 量
1 取得する資産			
土 地	古川雨水排水 ポンプ場および 導水路用地	仁井田字 新中島地内	12,000㎡

令和4年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	( 計 )
(1) 排水戸数	2,199戸	226戸	2,425戸
(2) 年間総処理水量	692,242m <sup>3</sup>	50,859m <sup>3</sup>	743,101m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,897m <sup>3</sup>	139m <sup>3</sup>	2,036m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
農業集落排水処理施設非常用発電機更新工事等			一式
管渠移設等			1,060m
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	621,193千円
	第1項 営業収益	101,279千円
	第2項 営業外収益	519,913千円
	第3項 特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	34,782千円
	第1項 営業収益	8,361千円
	第2項 営業外収益	26,419千円
	第3項 特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	618,468千円
	第 1 項 営 業 費 用	578,677千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	39,241千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	35,611千円
	第 1 項 営 業 費 用	33,824千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,685千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額206,259千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,896千円及び過年度分損益勘定留保資金204,363千円で補てんするものとする。）。)

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	190,200千円
	第 1 項 企 業 債	27,200千円
	第 2 項 出 資 金	122,761千円
	第 3 項 補 助 金	12,700千円
	第 4 項 負 担 金	26,000千円
	第 5 項 基 金 繰 入 金	1,539千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	18,104千円
	第 1 項 企 業 債	5,400千円
	第 2 項 出 資 金	10,777千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円



支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	388,692千円
	第1項 建設改良費	112,431千円
	第2項 企業債償還金	276,260千円
	第3項 投 資	1千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	25,871千円
	第1項 建設改良費	16,817千円
	第2項 企業債償還金	9,054千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 ( 農 業 集 落 排 水 )	令和4年度から10年度まで	84千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 ( 農 業 集 落 排 水 )	令和4年度から10年度まで	210千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 ( 個 別 排 水 処 理 )	令和4年度から10年度まで	28千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 ( 個 別 排 水 処 理 )	令和4年度から10年度まで	70千円
下 水 道 管 路 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から6年度まで	25,080千円
下 水 道 施 設 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から7年度まで	173,000千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	32,600千円

起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 36,986千円

（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、361,057千円である。

秋田市告示第77号

秋田市東地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和4年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市東地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市広面字鬼頭38番地

東地区コミュニティセンター管理運営委員会

会長 大 森 俊 悦

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第78号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市外旭川字待合28番地

あきた市場マネジメント株式会社

代表取締役 渋谷 重 春

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 秋田市告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月24日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
居宅・訪問介護ステーションホッとらっく	秋田市土崎港南三丁目9番30号	令和4年3月1日
愛の家グループホーム秋田桜	秋田市桜一丁目13番36号	令和4年3月1日
グループホームPlus	秋田市飯島字長山下15番地	令和4年3月15日

### 2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
デイサービス本道の街ゆったり館	秋田市柳田字川崎138番地	令和4年3月31日

### 3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
清遊園指定居宅介護支援事業所	秋田市河辺戸島字上野4番地3	令和4年3月31日

## 秋田市告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月24日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
飯島透析クリニック	秋田市飯島字薬師田360番地	令和4年2月1日
医療法人Carus中込内科循環器内科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	令和4年2月1日
くまがい日吉歯科医院	秋田市新屋町字関町後205番地1	令和4年1月31日

### 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
飯島透析クリニック	秋田市飯島字薬師田360番地	令和4年1月31日
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	令和4年1月31日
くまがい日吉歯科医院	秋田市新屋町字関町後205番地1	令和4年1月30日

秋田市告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

秋田市長 穂 積 志

## 1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
51064	牛島西三丁目 29号線	牛島西三丁目290番29地先		
		牛島西三丁目290番29地先		

## 2 縦覧期間

令和4年3月24日から同年4月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで



秋田市告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終	点		
51064	牛島西三丁目 29号線	牛島西三丁目290番29地先		52.70	6.00
		牛島西三丁目290番29地先			

2 縦覧期間

令和4年3月24日から同年4月12日まで。ただし、土曜日および日曜  
日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
小高町内会
- 2 認可年月日  
平成16年7月28日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 早 川 晴 耕  
秋田市河辺北野田高屋字務沢108番地  
変更後 川 上 正 喜  
秋田市河辺北野田高屋字務沢163番地
- 4 変更年月日  
令和4年2月5日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第84号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、令和4年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

令和4年3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和4年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
別紙（省略）のとおり
- 3 指定納付受託者を指定した年月日  
令和4年3月25日
- 4 指定納付受託者を指定する期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年2月28日規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和4年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
  - (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード  
秋田県秋田市大町二丁目4番44号
  - (2) 株式会社秋田国際カード  
秋田県秋田市大町一丁目3番8号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
  - (1) 個人市民税・県民税（普通徴収）
  - (2) 固定資産税
  - (3) 軽自動車税（種別割）
  - (4) 国民健康保険税
  - (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
  - (6) 介護保険料（普通徴収）
  - (7) 私立保育所保護者負担金
  - (8) 公立保育所保護者負担金
  - (9) 延長保育利用収入
  - (10) 市営住宅使用料
  - (11) 市営住宅駐車場使用料
  - (12) 特定公共賃貸住宅使用料

ただし、クレジットカード納付専用インターネットウェブサイトを利用して納付されたものに限る。

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和4年3月17日

秋田市告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

東京都千代田区一番町25番地  
地方公共団体情報システム機構  
理事長 吉 本 和 彦

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで



秋田市告示第88号

秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和4年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市雄和左手子交流センター

2 指定管理者

秋田市雄和左手子字清水下49番地

左手子報徳会

会長 佐々木 澄 夫

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第89号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和4年3月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
242	アイランド 薬局広面店	秋田市広面字近藤 堰越31番地4	株式会社ライフ ファーマ 代表取締役 山 口 文 夫	令和4年 3月31日

秋田市告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年3月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
253	アイランド薬局 広面店	秋田市広面字近藤 堰越31番地4	金 本 鎮 久	令和4年 4月1日

秋田市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 契約の始期

令和4年4月1日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏名 吉 岡 順 子

住所 秋田県秋田市南通築地12番36号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設供給料金徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の名称および所在地

株式会社雄和振興公社

代表取締役 奥 田 正 樹

秋田市雄和妙法字糠塚1番地1

2 委託期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

秋田市告示第93号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項および第29条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者を次のとおり確認したので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 教育・保育施設の種類、当該施設の名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
認定こども園	認定こども園秋田幼稚園	秋田市高陽青柳町13番31号	学校法人秋田キリスト教学園
認定こども園	幼保連携型認定こども園ふじ	秋田市飯島飯田一丁目12番40号	社会福祉法人翼友会
認定こども園	幼保連携型認定こども園ナーサリーふじ	秋田市飯島西袋一丁目1番3号	社会福祉法人翼友会

2 地域型保育事業の種類、当該事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
小規模保育事業	秋田みなと園	秋田市土崎港西三丁目8番14号	株式会社みなと園
小規模保育事業	広面みなと園	秋田市広面字土手下2番地4	株式会社みなと園

3 1および2に掲げる施設等を確認した年月日

令和4年4月1日

秋田市告示第94号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条および第48条の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
幼稚園	秋田幼稚園	秋田市高陽青柳町13番31号	学校法人秋田キリスト教学園
保育所	ふじ保育園	秋田市飯島飯田一丁目12番40号	社会福祉法人翼友会
保育所	ナーサリーふじ	秋田市飯島西袋一丁目1番3号	社会福祉法人翼友会

2 地域型保育事業の種類、当該事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
事業所内保育事業	ほっくんキッズハウス	秋田市中通五丁目1番39号	秋田不動産サービス株式会社
小規模保育事業	めばえ保育園	秋田市八橋本町六丁目11番13号	合同会社優・めばえ保育園
小規模保育事業	秋田みなと園	秋田市土崎港西三丁目8番14号	熊谷武
小規模保育事業	広面みなと園	秋田市広面字土手下2番地4	熊谷武

3 1および2に掲げる施設等が確認の辞退をした年月日

令和4年3月31日

秋田市告示第95号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地、子ども・子育て支援施設等の種類ならびに特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業にあっては子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否か（以下「基準」という。）の別

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	基準の別
学校法人 秋田キリスト 教学園	認定こども園 秋田幼稚園	秋田市高陽青柳 町13番31号	預かり保育事業、一時預かり事業	満たしている
社会福祉法人 翼友会	幼保連携型認定こども園ふじ	秋田市飯島飯田 一丁目12番40号	預かり保育事業、一時預かり事業	満たしている
社会福祉法人 翼友会	幼保連携型認定こども園ナーサリーふじ	秋田市飯島西袋 一丁目1番3号	預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業	満たしている

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日

令和4年4月1日



秋田市告示第96号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
学校法人 秋田キリスト教 学園	秋田幼稚園	秋田市高陽青柳町1 3番31号	預かり保育事 業、一時預かり 事業
社会福祉法人 翼友会	ふじ保育園	秋田市飯島飯田一 丁目12番40号	一時預かり事業
社会福祉法人 翼友会	ナーサリーふじ	秋田市飯島西袋一 丁目1番3号	一時預かり事業、 病児保育事業
秋田市	秋田市上新城幼児 園	秋田市上新城五十 丁字大村屋敷22番 地	一時預かり事業
若狭春奈	キッズライン	秋田市飯島美砂町 5番45号	認可外保育施設、 一時預かり事業
田澤崇	森の幼稚舎	秋田市桜三丁目9 番3号	認可外保育施設

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日  
令和4年3月31日

秋田市告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
254	ヨコカナ薬局	秋田市横森三丁目 11番60号	京 野 誠	令和4年 4月1日

秋田市告示第98号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 収納事務を委託した歳入

秋田市ふるさと応援寄附金

2 委託を受けた者の名称、所在地および委託期間

名 称	所在地	委託期間
株式会社トラス トバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24 番12号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
株式会社エスツ ー	秋田市中通三丁目3番10号 秋田スカイプラザ7F	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
株式会社さとふ る	東京都中央区京橋二丁目2 番1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
楽天グループ株 式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14番1号 楽天クリームゾン ハウス	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
株式会社アイモ バイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
東日本旅客鉄道 株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目 2番2号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

秋田市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社トラス トバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12 号	令和4年3月31日
株式会社D Gフ ィナンシャルテ クノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5- 7 デジタルゲートビル10階	令和4年3月31日
S B ペイメント サービス株式会 社	東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィス タワー	令和4年3月31日
P a y P a y 株 式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	令和4年3月31日
楽天グループ株 式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番 1号 楽天クリムゾンハウス	令和4年3月31日
株式会社アイモ バイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階	令和4年3月31日
株式会社J R 東	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-	令和4年3月31日

日本ネットステ ーション	11 アグリスクエア新宿4階	
-----------------	----------------	--

秋田市告示第100号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和4年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

令和4年4月1日から同年5月31日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更の期日

令和4年3月31日

3 縦覧期間

令和4年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

別紙（省略）のとおり

2 供用開始の期日

令和4年3月31日

3 縦覧期間

令和4年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで



秋田市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和4年3月31日

3 縦覧期間

令和4年3月31日から同年4月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市教委告示第4号

令和4年3月18日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和4年3月15日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件
- 3 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第5号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

令和4年3月29日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 (歴史資料)	勝平神社の石造 狛犬	一対	秋田市保戸野鉄砲町 4番28号	宗教法人勝平神社 代表役員 金山智紀

## 秋市選管告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和4年3月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- |   |         |          |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 5,236 人  |
| 2 | 6分の1の数  | 43,628 人 |
| 3 | 3分の1の数  | 87,255 人 |

秋田市農委告示第3号

令和4年3月17日午後2時秋田市役所職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和4年3月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和3年度第12号）に関する件

秋田市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和4年3月7日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社岡部建設工業	岡 部 秋 男	秋田市河辺戸島字上高屋67番地の1	令和3年11月30日

秋田市上下水道局告示第5号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和4年3月7日

秋田市上下水道事業管理者 工藤喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社岡部建設工業	岡部秋男	秋田市河辺戸島字上高屋67番地の1	令和3年11月30日

## 秋田市上下水道局告示第6号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

令和4年3月8日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 工藤喜根男

### 1 事業計画の名称

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）

### 2 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和51年7月16日

工事完成の予定年月日 令和7年3月31日

### 3 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

### 4 事業計画案の縦覧の期間

令和4年3月8日から同月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

### 5 事業計画案の縦覧の時間

午前9時から午後5時まで



秋田市上下水道局告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和4年3月24日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社生活水道センター	濱 本 孝 一	東京都大田区池上八丁目5番2号	令和4年3月17日

## 秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月3日

秋田市長 穂 積 志

### 記

- 1 経営権利権集積計画の対象森林  
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所  
秋田市産業振興部農地森林整備課  
秋田市のホームページ  
(<https://www.city.akita.lg.jp/igyousyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

## 秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に関する事項

(1) 名 称	市有林素材販売 3（間伐材）
(2) 仕様書等	別紙（省略）のとおり
(3) 履行場所	秋田市太平山谷字下野地内（土場）
(4) 最低入札価格	10,869,000円（税抜き）
(5) 入札要件	<p>① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。</p> <p>② 契約期限までの契約締結および市内製材所等との販売協定による素材売払いが可能であること。</p> <p>③ 過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。</p> <p>④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。</p> <p>⑤ 国、県および本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>⑥ 市税に滞納がないこと。</p> <p>⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴</p>

	力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
(6) 受 付	
日 時	令和4年3月22日(火) 午前9時00分～午前9時50分
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階 会議室4-B
(7) 入 札	
日 時	令和4年3月22日(火) 午前10時00分
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階 会議室4-B
入札保証金	免除
(8) 契 約 日	令和4年3月25日(金) (予定)

## 2 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

## 3 注意事項

### (1) 受付について

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を受付時に提出してください。

(ア) 業務履行実績調書（様式3（省略））ならびに記載した業務の契約書および内容の分かる書類の写し

(イ) 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和4年2月1日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類

(納税証明書、あるいは徴収猶予許可通知書等)(写し可)  
(ウ) 登記簿謄本(写し可) ※申込日から3か月以内に発行されたもの

(エ) 誓約書(様式4(省略))

イ アの(ア)および(エ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。

## (2) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 当日は、受付の時刻までに遅れずにお越しください。

ウ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)をもって契約金額とします。

エ 予定価格以上の価格で申込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

オ 入札執行回数は、2回を限度とします。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

なお、入札書には代理人の印を押印してください。

## 4 その他

(1) 業務履行実績調書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された業務履行実績調書等は、返却しません。

(3) 業務履行実績調書等に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先

秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当

電話 018-888-5739

## 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和4年3月16日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名（業務内容については仕様書（省略）参照）

- ア 秋田市太平山自然学習センター北部地域小中学校送迎バス賃貸借
- イ 秋田市太平山自然学習センター中央地域小中学校送迎バス賃貸借
- ウ 秋田市太平山自然学習センター南部地域小中学校送迎バス賃貸借

#### (2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター  
（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

#### (3) 履行期間

- ア 北部地域は、令和4年5月17日から令和5年2月28日までとする。
- イ 中央地域は、令和4年5月30日から令和5年2月28日までとする。
- ウ 南部地域は、令和4年5月11日から令和5年2月28日までとする。

#### (4) 入札参加要件

- ア 北部地域は、大型3台以上および中型1台以上のバスを保有していること。
- イ 中央地域は、大型4台以上および中型1台以上のバスを保有していること。
- ウ 南部地域は、大型4台以上および中型1台以上のバスを保有して

いること。

エ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

オ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。

カ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

キ 市税に滞納がある者ではないこと。

ク 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

コ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

## 2 入札に関する事項

### (1) 日時

令和4年3月25日（金）午前10時

### (2) 場所

秋田市太平山自然学習センター 会議室

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

### (3) 入札保証金および契約保証金

免除

### (4) 契約日

落札が決定した日から令和4年3月31日（木）まで

### (5) 積算条件等

道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2および平成26年3月26日付け公示第134号（東北運輸局長）を遵守すること。

なお、入札時には、「届出運賃により入札額を積算した旨の確約書」および「入札額の積算内訳書」を添付（様式は任意）すること。

### (6) 注意事項



- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

- ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。

- エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回に限り行う。

- オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

- カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

### 3 入札参加申込みに関する事項

#### (1) 受付期間

令和4年3月16日（水）から同月22日（火）までとする。

#### (2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

#### (3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

- (4) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、令和4年1月1日以降に取り寄せたものであること。

なお、提出時は写しでも可とする。）

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

- イ 業務実績調書（様式2（省略））

ウ 営業経歴書（様式3（省略））

エ 誓約・同意書（様式4（省略））

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

（ア）秋田市に納めた法人市民税

（イ）秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

キ その他

（ア）入札参加要件「1の(4)アからエまで」の証明できる書類

（イ）送迎バスの車種および車内の分かる書類

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

#### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和4年3月23日（水）までに電子メール等により送付する。

#### 5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

## 秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月17日

秋田市長 穂 積 志

### 記

#### 1 経営権利権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班	小班	枝番	面積(ha)	経営管理権の終期
集246	秋田市河辺戸島字井戸尻台	231	31	84	0	0.15	2030.3.31 (8年)

#### 2 縦覧場所

秋田市産業振興部農地森林整備課

秋田市のホームページ

(<https://www.city.akita.lg.jp/igyousyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)

#### 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年3月22日付け秋田市指令第2422号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字中新田110番2
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市牛島西三丁目11番32号  
ドルチェV205  
森 山 友 介

## 秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標の一部を変更したので、同法第25条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標の一部を変更する件

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期目標（平成30年12月20日議決）の一部を次のように変更する。

第1中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第2の1の(3)中「精神」の次に「・感染症」を加える。

第2の5を次のように改める。

### 5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

また、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の強化を図ること。

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年3月23日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名称および代表者の氏名

株式会社ZEROコーポレーション

代表取締役 高山 彰

イ 住所

秋田県秋田市山王五丁目2番18号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名称

ジェイマルエー土崎店

イ 所在地

秋田県秋田市土崎港南一丁目519番1外

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,836㎡

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日

令和4年3月10日

### 2 届出年月日

令和4年3月9日

## 秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和4年4月18日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

令和4年3月23日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧期間

令和4年3月23日から同年4月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

### 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課



## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

### 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和4年1月21日付け秋田市指令第268号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野311番1および311番7
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市牛島西二丁目10番3-12号  
佐 藤 春 香